工事

令和７・８年度（中間年）宮古市営建設工事競争入札参加資格審査の申請について

目　次

１　申請欠格要件（申請できない者）..... 1

２　申請要件（申請する工事種別ごとの要件）..... 1

３　暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書の提出..... 2

４　申請受付期間等..... 2

５　提出書類一覧..... 3

６　提出書類の記載等について（詳細）..... 7

７　主観点評価項目及び配点一覧..... 9

８　技術者数の要件..... 11

９　資格者名簿への登載..... 12

１０その他..... 12

令和８年１月

宮古市総務部契約管財課

1　申請欠格要件（申請できない者）

次の（1）から（6）に該当する者は申請できません。

（1） 地方自治法施行令第 167 条の４第１項（政令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（3） 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程第 10 条第１項の規定により資格の取消しを受け、その期間を経過していない者

（4） 経営事項審査の審査基準日(決算日)が、令和６年 10 月１日から令和７年９月 30 日までの期間に属する総合評定値通知書を有していない者

（5） 法律で義務付けられている社会保険（健康保険及び厚生年金等）への加入義務があるにもかかわらず、加入していない者。

（6） 市税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

2　申請要件（申請する工事種別ごとの要件）

申請にあたっては、次の（1）から（3）に該当する必要があります。

（1） 次の表の左欄に掲げる工事種別に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法の規定による許可を受けている者であること。

工事種別（申請業種）		建設工事の種類（建設業の許可）
1	土木工事	土木一式工事
2	建築工事	建築一式工事
3	電気設備工事	電気工事
4	管設備工事	管工事
5	舗装工事	舗装工事
6	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
7	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･コンクリート工事	土木一式工事
8	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
9	機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
10	塗装工事	塗装工事
11	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14	造園工事	造園工事
15	ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
16	消防設備工事	消防施設工事
17	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事

備考

法面処理工事	モルタル吹付け、種子吹付け、樹脂吹付け等の工事をいう。
機械設備工事	機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
通信設備工事	電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
鋼工作物工事	鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。
防水工事	建物防水をいう。

（2）希望する工事種別の完成工事高があること。

（重要）	経営事項審査に係る総合評定値通知書の「完成工事高」欄が「0」と記載されている場合は、完工高なしとみなします。

（3）希望する工事種別において、工事現場ごとに、主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができる者であること。

（重要）	登録希望する工事種別について、市営建設工事競争入札参加資格審査申請書別紙（市指定様式）の「技術者総数」欄が空欄又は「0人」と記載されている場合は、主任技術者・監理技術者を専任配置できないものとみなします。

3 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書の提出

（1）申請者は暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書を提出してください。

（2）本誓約書の提出がない場合は申請を受け付けません。

（3）誓約書のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

（4）確認のため、本誓約書及び追加資料等を宮古警察署又は岩手県警察本部に提供しますので、あらかじめご了知願います。

（5）上記により、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当することが確認された場合は、宮古市営建設工事の競争入札参加資格登録を認めません。

4 申請受付期間等

（1）申請期間　令和８年２月２日（月）から令和８年２月27日（金）まで
　土曜日、日曜日、祝日を除く
　郵送等の場合は、期限日までに必着のこと

（2）受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで

（3）申請方法　下記提出書類を持参又は郵送等のこと

（4）申請先　宮古市総務部契約管財課
　〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

５　提出書類一覧

以下の表を確認のうえ、提出書類を揃えて申請してください。

（１）　提出部数　　１部
　　提出書類チェックリスト(No.１)、通知用封筒(No.20)以外は、以下の表の順番に「Ａ４フラットファイル(No.２)」に綴じて提出してください。

（２）　岩手県様式は、岩手県ホームページ「令和７・８年度（中間年）県営建設工事競争入札参加資格審査申請受付について」のページからダウンロードしてください。

No.	提　出　書　類	地域区分 主たる営業所所在地		摘要 ○：全申請者が提出 △：該当者が提出 ×：提出を要しない
		市内	市外	
1	提出書類チェックリスト	○	○	■Ａ４フラットファイルに綴らずに提出してください。
2	Ａ４フラットファイル （色指定なし）	○	○	■提出書類（通知用封筒以外）を本表の記載順に綴じ込んでください。 ■背表紙及び表紙には次の事項を記載してください。 ・工事入札参加資格審査申請書の旨の表題 ・申請者名
3	市営建設工事競争入札参加資格審査申請書（市指定様式）	○	○	■必要事項は全て記入してください。 ■代表者印の押印は不要です。
4	印鑑証明書（写し可）	○	○	■法人：本店の所在地を管轄する法務局から取得して提出してください。 ■個人：住所地の市区町村で取得して提出してください。 申請書提出日の直前３か月以内に発行されたものに限ります。
5	年間委任状 （市指定様式又は岩手県様式）	×	△	■契約締結権限等を支店長・営業所長等へ委任する場合に提出してください。 ■様式に記載の委任事項すべてを委任するものとし、一部のみ委任することは認めないものとします。
6	使用印鑑届 （市指定様式又は任意様式）	△	△	次に該当する場合は提出してください。 ■契約締結権限等を委任しない場合で、入札、契約に使用する印鑑が実印と異なるとき ■契約締結権限等を委任した場合 （受任者の使用印を押印すること。）
7	登記事項証明書又は身分証明書（写し可）	○	○	■法人：本店の所在地を管轄する法務局が発行する全部事項証明書（現在事項）を提出してください。 ■個人：本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。 申請書提出日の直前３か月以内に発行されたものに限ります。
8	次のいずれかの書面 ・建設業許可通知書（写し） ・建設業許可証明書（写し可）	○	○	■建設業許可更新中の場合は、その更新申請時に提出した建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第１号）の写しを提出してください。

9	経営事項審査の総合評定値通知書（写し）	○	○	■審査基準日が令和６年10月１日から令和７年９月30日までの期間のものに限ります。 ■資格審査申請期間内に総合評定値通知書写しの提出が困難な場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出して下さい。また、後日、総合評定値通知書を受け取り次第、速やかに当該写しを提出してください。
10	年間平均完成工事高 （岩手県様式第４号）	△	△	■希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出してください。 （詳細：７ページ）
11	工事経歴書 （岩手県様式第３号）	△	△	■希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出してください。 （詳細：７ページ）
12	技術職員名簿	○	○	（全者提出のこと） ■直近の経営事項審査申請の際、許可行政庁に提出した「技術職員名簿」（別紙２）を提出してください。 ■市外の事業者は、これに代えて岩手県様式第５号を提出することができます。
	市内に主たる営業所を有する申請者 （岩手県様式第５号）	○	×	（市内に主たる営業所を有する申請者のみ追加提出） ■岩手県様式「技術職員名簿」により、令和８年１月31日現在の状況で作成してください。 ■岩手県様式の「土木ＣＰＤＳ」及び「建築ＣＰＤ」欄は、記入不要です。
13	営業所技術者等証明書（写し）	○	○	■建設業許可申請時・更新時に許可行政庁へ提出する営業所技術者等証明書または営業所技術者等一覧表（建設業法施行規則様式第８号または様式第１号別紙４の写し）を提出してください。 ■契約締結権限等を支店長・営業所長等へ委任する場合は、委任先の営業所技術者の氏名を確認できる上記いずれかの書類を提出してください。
14	アスファルトプラント保有状況調書（市指定様式）	△	△	■舗装工事に登録希望する申請者で、宮古市内に稼動中のアスファルトプラントを有する場合は、提出してください。 ■様式の記載要領に基づき、必要な添付書類を添付してください。
15	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類（加入義務がある場合）	△	△	■雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入（または加入義務なし）が経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合は提出してください。 （詳細：８ページ）
16	国税納税証明書（写し可）	○	○	■所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について、次の納税証明書を提出してください。 個人：「その３の２」、法人：「その３の３」 申請書提出日の直前３か月以内に発行されたものに限ります。

17	市税納税証明書（写し可）	○	△	（宮古市に納税義務のある者は必ず提出） ■令和６年度及び令和７年度に宮古市に納付した市税の納税証明書を提出してください。 個人：市県民税、固定資産税、国民健康保険税 法人：法人市民税、固定資産税 令和８年１月 23 日以降に発行されたものに限ります。
18	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（市指定様式）	○	○	■申請日現在において、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約してください。 ■提出がない場合は申請を受け付けません。
19	資本関係・人的関係調書（市指定様式又は岩手県様式）	○	○	■入札時の資料とします。 ■資本関係・人的関係が「無」の場合でも提出が必要です。
20	通知用封筒	○	○	■宛名(返送先)を記載し、切手を貼付してください。 ■上記のほか、受領証の送付を希望する者は、別に１通(宛名記載、切手貼付)を添付してください。

※　「市内に主たる営業所を有する申請者」で「土木工事」、「建築工事」、「電気設備工事」、「管設備工事」、「水道施設工事」に登録を希望する者は、次の書類を併せて提出してくだい。

No.	提出書類	地域区分 主たる営業所所在地		摘要 ○：全申請者が提出 △：該当者が提出 ×：提出を要しない
		市内	市外	
21	主観点項目提出書類チェックシート（市指定様式）	○	×	■工事成績評点を除く項目について、該当する項目に点数を記載し、自己採点してください。
22	岩手県優良県営建設工事表彰等を証明する書面（写し）	△	×	■岩手県優良県営建設工事表彰、岩手県の優良下請負企業表彰、優秀建設施工者岩手県知事表彰、東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰を受賞している場合は提出してください。 ■令和３年度から令和７年度に表彰を受けたものが対象です。
23	除排雪業務委託契約書の写し（宮古市と契約している場合でも提出が必要です。）	△	×	■令和６年度、令和７年度において、国土交通省、岩手県又は宮古市から除排雪業務を受託（下請含む。）している場合は、提出してください。(年度ごとに提出) ■業務場所は「宮古市内」に限ります。
24	障がい者の雇用を証明する書面（写し）	△	×	■令和８年１月 31 日現在において障がい者を雇用している場合は、次のいずれかにより、その事実を証明する書面を提出してください。 ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者雇用を義務付けられている場合　令和７年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し イ　ア以外の場合　障害者手帳などの写しと、雇用を証明する書面の写し（健康保険被保険者証等）

25	消防団員雇用状況確認書 （岩手県様式第９号） ※宮古市消防団員に限る	△	×	■令和８年１月31日現在において、宮古市消防団員に任命されている者を雇用している場合には、様式に必要事項を記載のうえ提出してください。 ■加点評価される者には、当該申請者の経営者、役員等を含みます。 ■消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます。 ■岩手県の入札参加資格審査に申請しようとする場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。
	健康保険被保険者証等の写し	△	×	■消防団員として記載した者に係る健康保険被保険者証の写しを添付してください。 ■健康保険被保険者証は、社会保険、組合国保（中建国保等）に限ります。
26	社員名簿（市指定様式）	△	×	■令和８年１月31日現在において、１年以上継続して宮古市に住所を有し、かつ１年以上継続して雇用している社員（経営者を除く。）を有する場合は、様式に必要事項を記載のうえ提出してください。
	健康保険被保険者証等の写し	△	×	■様式に記載した社員に係る健康保険被保険者証の写しを添付してください。 ■健康保険被保険者証は、社会保険、組合国保（中建国保等）に限ります。
27	災害緊急時活動実施報告書 （岩手県様式第７号）	△	×	■令和３年度から令和７年度における災害緊急時対応 ア　応急復旧・救援活動等 イ　巡回パトロール 上記対応に協力した場合は、様式に必要事項を記載し、宮古市関係課、市内建設６団体などの関係機関から証明を受けたうえで提出してください。 ■実施したことが分かる書類（依頼文・礼状、新聞、写真、証明書等）により事実確認が可能な場合は、証明欄への記載をせずに、事実確認ができる書類の写しを提出することにより代えることができます。 ■岩手県の入札参加資格審査に申請する場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。 ■活動の実施場所は、宮古市内に限ります。

28	地域貢献活動実施報告書 （岩手県様式第８号）	△	×	■令和５年度又は令和６年度に、次の「基本４要件」を充足する地域貢献活動を実施している場合には、必要事項を記入のうえ提出してください。 基本４要件 ①対価を伴わない自主的非営利活動であること ②企業としての取組みであること ③具体的な活動実績があること ④活動内容の客観的挙証があること 地域貢献活動の種類 （ア）地域の社会資本の現状把握 道路清掃、花壇整備等環境美化など （イ）地域の建設業を担う次世代育成支援 就業体験受入など （ウ）地域への技術力の還元 公共施設除雪、グラウンド整備など （エ）その他地域貢献活動 地域イベント等協力、交通安全運動参加など ■岩手県の入札参加資格審査に申請しようとする場合は、岩手県に提出した同様式の写しを提出することにより代えることができます。 ■提出する場合は、実施したことが分かる書類（依頼文・礼状、新聞、写真、証明書等）を添付してください。 ■活動の実施場所は、宮古市内に限ります。

６　提出書類の記載等について（詳細）

（１）年間平均完成工事高、工事経歴書

・令和７年 10 月１日の直前２年又は３年（経営事項審査に係る完成工事高の「２年平均」「３年平均」に対応）の各営業年度内に完成した元請工事を中心に主な工事について記入してください。（※元請けがない場合は下請けでも可）なお、全ての工事を記載する必要はありません。

・「希望する工事種別の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合」とは、次の例のとおりです。

（例１）機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事又は鋼工作物工事を申請する場合。ただし、「機械設備工事の申請について、機械器具設置工事の完工高のみによる場合」及び「ボーリング工事の申請について、さく井工事の完工高のみによる場合」は、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から完工高を直接確認できるので、提出は不要です。

（例２）機械設備工事又はグラウト工事の年間平均完成工事高に、合算が認められる他の建設工事（清掃施設工事又は土木一式工事）の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合。

【希望する工事種別に対応した工事内容の記入要領】

①機械設備工事

ア　対応する工事内容に限定がある場合
鋼構造物工事の工事経歴のうち水閘門の名称、規模、構造等

イ　完成工事高を合算する場合
清掃施設工事の工事経歴のうちごみ処理施設及びし尿処理施設の機械設備等の名称、規模、構造等

②グラウト工事

ア　対応する工事内容に限定がある場合
「とび・土工・コンクリート工事」の経歴のうちグラウト工事に類する薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等

イ　完成工事高を合算する場合

土木一式工事の経歴のうち大部分がグラウト工事の内容である薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等

③ボーリング工事

「とび・土工・コンクリート工事」の経歴のうちボーリング工事に類する施工をした地すべり対策工事等で、集排水、さく井等の別、施工延長等

④標識設置工事

「とび・土工・コンクリート工事」の経歴のうち交通標識、道路標識、観光案内標識等の名称、設置数等

⑤鋼工作物工事

鋼構造物工事の工事経歴のうち鋼橋上部及び機械設備工事に該当しない、鉄塔工事、鋼製スノーシェッドその工作物の名称、製作規模等

⑥土木工事

希望する場合は、「建設工事の種類（建設業の許可）」が「解体工事」である工事の完成工事高を合算できます。

（注）解体工事の完成工事高は、土木工事または建築工事のいずれか一方にしか合算できません。

⑦建築工事

希望する場合は、「建設工事の種類（建設業の許可）」が「解体工事」である工事の完成工事高を合算できます。

（注）解体工事の完成工事高は、土木工事または建築工事のいずれか一方にしか合算できません

（２）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

（経営事項審査の総合評定値通知書により保険加入を確認できない場合に限る）

・ 経営事項審査の総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかの数値等が「有」または「除外」以外（「無」等）となっている申請者は、保険の加入状況を確認するため、次の書類を提出してください。

・ なお、領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

（ア）雇用保険加入の確認書類

労働（雇用）保険の保険料申告書（写し）＋直近１回（期）分の領収書（写し）

労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、

事務組合発行の保険料納入通知書（写し）＋直近１回分の領収書（写し）

（イ）健康保険及び厚生年金保険加入の確認書類

日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近１回分の領収書（写し）

健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保（中建国保等）に加入している場合を含む。）は、

直近１回分の健康保険組合の保険料の領収書（写し）＋厚生年金保険の領収書（写し）

事業開始等により新たに雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合には、次の書類を提出してください。

・雇用保険

雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）

・健康保険及び厚生年金保険

健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）

7　主観点評価項目及び配点一覧

区分	項目	配点
成績評点	宮古市（宮古市上下水道部含む。）が発注する工事について、令和元年度から令和６年度までの工事成績の平均	最高 30 点 90 点以上　→　30 点 86 点～89 点　→　26 点 82 点～85 点　→　22 点 78 点～81 点　→　18 点 74 点～77 点　→　14 点 70 点～73 点　→　10 点 66 点～69 点　→　6 点 65 点以下　→　0 点
	小計３０点（６年間の平均成績評定点による　※業種ごとに計算して配点）	
技術評点	岩手県優良県営建設工事表彰等 （令和３年度から令和７年度まで）	上限 10 点 （ア）優良県営建設工事表彰 6 点 （イ）優良下請負企業表彰(岩手県) 5 点 （ウ）優秀建設施工者岩手県知事表彰の受賞者を雇用している場合 6 点 （エ）東北地方工事安全施工推進大会の優良企業(現場代理人)表彰 6 点
	小計１０点	
社会貢献評点	①　除雪契約（令和６年度、令和７年度）	上限 20 点（10 点/年度） （土木工事のみに配点）
	②　緊急災害対応（令和３年度から令和７年度まで） （ア）応急復旧・救援活動等　10 点 （イ）巡回パトロール　4 点	最高 14 点
	③　地域貢献活動（令和５年度、令和６年度） （ア）地域の社会資本の現況把握 道路清掃、花壇整備等環境美化など （イ）地域の建設業を担う次世代育成支援 就業体験受入など （ウ）地域への技術力の還元 公共施設除雪、グラウンド整備など （エ）その他地域貢献活動 地域のイベント等協力、交通安全運動参加など	上限 6 点（2 点/件）
	小計４０点（土木工事以外は２０点）	

雇用関係	① 障がい者常時雇用（令和８年１月31日現在） １年以上雇用	4点
	② 消防団員常時雇用（令和８年１月31日現在）	2点×人数（最高8点）
	③ 宮古市に住所を有する社員を１年以上雇用 令和８年１月31日現在において、次の(ア)(イ)を満たす社員 （ア）１年以上継続して宮古市に住所を有する （イ）１年以上継続して雇用している	市内に住所を有する継続雇用社員数×１点×市内に住所を有する継続雇用社員数÷継続雇用社員数（最高18点）
	④ 週休２日制への取組 労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し	10点
	小計４０点	
減点	① 令和６年度又は令和７年度に宮古市から指名停止措置を受けた	指名停止月数×(△5点)
	② 令和６年度又は令和７年度に宮古市入札参加資格の取消しを受けた	△25点
	指名停止月数などに応じて減点	
合計	土木工事　　３０点＋１０点＋４０点＋４０点＝１２０点	
	土木工事以外　　３０点＋１０点＋２０点＋４０点＝１００点	

1　工事成績評点の算出について

(1)令和元年度から令和６年度までの６年間の間に、宮古市（宮古市上下水道部含む。）が発注した工事の平均成績評定点で算出します。

2　その他

(1)申請されない項目がある場合、又は提出期限までに提出されない場合（健康保険被保険者証などの添付書類を含む。）は、主観点を付与しません。

(2)項目ごとに計算した結果、端数が生じた項目については、小数第１位を四捨五入します。

8　技術者数の要件

（1）土木工事、建築工事、電気設備工事、管設備工事、水道施設工事については、下記技術者数要件表のとおり技術者数の要件が設定されています。要件表では、必要な技術者数総数及び1級相当の技術者数を示しています。

（2）技術者数は、工事種別ごとに集計します。

（3）各工事種別に対応する資格等については、資格区分表（記載のない工事種別については、別添「資格区分コード」（「県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き」より抜粋））のとおりです。

1級相当　1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士

2級相当　2級建設機械施工技士、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、 第一種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格等

技術者数要件表			
業種	格付等	資格の名称	要件（技術者数） （）内…1級相当の技術者数
土木	A	土木施工管理技士等	10人以上（4人以上）
	B	〃	3人以上（1人以上）
	C	〃	2人以上（0人以上）
建築	A	建築施工管理技士等	4人以上（2人以上）
	B	〃	2人以上（0人以上）
電気設備	4,000万円以上	電気工事施工管理技士等	5人以上（2人以上）
	4,000万円未満	〃	2人以上（0人以上）
管設備	4,000万円以上	管工事施工管理技士等	2人以上（1人以上）
	4,000万円未満	〃	2人以上（0人以上）
水道施設	4,000万円以上	土木施工管理技士等	2人以上（1人以上）
	4,000万円未満	〃	2人以上（0人以上）

※申請状況により、要件を変更することがあります。

［例］土木工事A級の場合

10人以上（4人以上）→1級又は2級相当の技術者数が10人以上必要であり、かつ、そのうち1級相当の技術者が4人以上必要となる。

（注）技術者数の要件を満たしている場合でも、全ての工事種別について、「経営業務の管理責任者」、「営業所専任の技術者」以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にない場合は、市営建設工事競争入札参加資格者となることはできません。

資　格　区　分　表

根拠	資格区分	建設工事の種類				
		土木	建築	電気	管	水道
建設業法	法第7条第2号 イ該当	△	△	△	△	△
	法第7条第2号 ロ該当	△	△	△	△	△
	法第15条第2号 ハ該当（同号イと同等以上）	△	△	△	△	
	法第15条第2号 ハ該当（同号ロと同等以上）					△
	1級 建設機械施工技士	◎				
	2級 〃 （第1種～第6種）	○				
	1級 土木施工管理技士	◎				◎
	2級 〃 （土木）	○				○
	1級 建築施工管理技士		◎			
	2級 〃 （建築）		○			
	1級 電気工事施工管理技士			◎		
	2級 〃			○		
	1級 管工事施工管理技士				◎	
	2級 〃				○	
建築士法	一級 建築士		◎			
	二級 〃		○			

技術士法	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎		◎		
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				
	電気電子・総合技術監理（電気電子）			◎		
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）				◎	
	上下水道・総合技術監理（上下水道）				◎	◎
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）				◎	◎
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				◎	
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				◎	◎
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				◎	◎
電気工事士法	第一種 電気工事士			○		
	第二種 〃 （３年）			○		
電気事業法	電気主任技術者（第一種～第三種）（５年）			○		
水道法	給水装置工事主任技術者（１年）				○	
職業能力開発促進法	１級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管				○	
	２級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（３年）				○	
	１級給排水衛生設備配管				○	
	２級給排水衛生設備配管（３年）				○	
	１級配管・配管工				○	
	２級配管・配管工（３年）				○	
	建築設備士（１年）			○	○	
	計装（１年）			○	○	
	登録基幹技能者			△	△	

（注１）「◎」は、指定５業種の格付要件で「１級相当」に、「○」及び「△」は「２級相当」にそれぞれ該当するものです。（ただし、「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。）
（注２）資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。
（注３）職業能力開発促進法による等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上を要します。

９　資格者名簿への登載

（１）資格審査後に、令和７・８年度宮古市営建設工事請負資格者名簿に登載します。
（２）登載期間は、令和８年７月１日から令和９年６月30日までです。
（３）資格審査の結果通知は、通知用封筒（No.20）により郵送します。（令和８年６月頃）

１０　その他

（１）個人情報が含まれる書類は入札参加資格の審査以外には使用しません。
（２）<u>不備があるものは、受け付けません。</u>

この資料及びチェックリストにより、よく確認のうえ申請書類を提出願います。